



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	リヒャルト・ハルマツツの旧オーストリア：『ドイツ系オーストリアの政治－オーストリアのリベラリズムと外交政策についての研究』（2）
Author(s)	中村， 寿
Citation	独語独文学研究年報， 45， 26-46
Issue Date	2019-06
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/74961
Type	departmental bulletin paper
File Information	45_02_nakamura.pdf



リヒャルト・ハルマツの旧オーストリア——『ドイツ系オーストリアの政治——オーストリアのリベラリズムと外交政策についての研究』——（２）

中村 寿

0. はじめに

リヒャルト・ハルマツの著書『ドイツ系オーストリアの政治——オーストリアのリベラリズムと外交政策についての研究』¹では、多民族国家であるオーストリア＝ハンガリー帝国（1867～1918）の存在意義が、複数の文化の共存に求められていた。そのためには、ドイツ人、ハンガリー人をはじめとする特定の民族に権利が集中している現状を修正し、諸民族間に対等の地位を約束する必要がある。本稿は、オーストリア＝ハンガリー「二重制」から「普通・平等選挙法」の導入にいたるまでの議論の経緯を、「ボヘミア妥協」、ハンガリー問題、ドイツ系政党の展開を通じて、整理することを目的としている。

1. ハルマツの「旧オーストリア」

「旧オーストリア (Alt-Österreich)」²は、1848年の革命から1867年のハンガリーとの「妥協」を経て、1907年に開催された「普通・平等選挙法」にもとづく第一回帝国国会選挙にいたるまでのおよそ70年間の多民族国家を指している。ハルマツは「旧オーストリア」の「国家史 (Staatsgeschichte)」を、特権階級による制限選挙から成年男性の全員へと選挙権を拡大してきた選挙制度改革の歴史として理解した。選挙制度改革が進められる背後には、複数言語地域であるボヘミア・モラヴィア邦ほかでは、チェコ人に対して、ドイツ人が自らの利益代表者をより多く議会に派遣することができるという民族間の不平等があった。選挙制

* 本論文は、科学研究費補助金『『自衛——独立ユダヤ週刊新聞』についての統合的研究——創刊から1920年代中盤まで——』（若手研究、課題番号18K12338、研究代表者：中村寿）の助成を受けている。

¹ Richard Charnatz: Deutsch-österreichische Politik. Studien über den Liberalismus und über die auswärtige Politik Österreichs (=DöP). Leipzig (Duncker & Humblot) 1907. 『ドイツ系オーストリアの政治』の読解にあたり、筆者はリプリント版を使用した。リプリント版では、句読点・ウムラウトの欠落が多く見られる。同書からの引用は、すべてリプリント版にもとづく。本稿における歴史記述は基本的に同書に依拠している。特に注を付していない箇所の参照元は同書である。

² ハルマツは「旧オーストリア」の問題として、主に民族問題を挙げていた。ナショナリズムをめぐる彼の議論の詳細については、拙論を参照。中村寿：「リヒャルト・ハルマツによるユダヤ民族の位置づけ——『ドイツ系オーストリアの政治——オーストリアのリベラリズムと外交政策についての研究』——」『独語独文学研究年報』（北海道大学ドイツ語学・文学研究会）2017年、173～193頁。

度改革は、チェコ人に対するドイツ人による妥協の過程であるとも言い換えられる。

オーストリアのナショナリズムは、他国のそれとは異なる役割を果たした。他国のナショナリズムが国民統合を推進したのに対して、多民族国家のそれは民族闘争の原因となっていた。ハルマツはチェコ人のナショナリズムを、ドイツ語とチェコ語の対等の関係を求める運動として総括した。最終的に、彼は多民族国家の利点を、同一ではない複数の文化の共存に求めている。複数の文化を維持するためには、その数的分布に応じた代表制度の整備が必要である。「普通・平等選挙法」にもとづく 1907 年の帝国国会選挙は、民族間均衡の原則の実現として評価される。その延長線上に、ハルマツらが構想する中欧民族連邦があった。

2. 「中央集権主義」・「二重制」に対する批判

ハルマツは「旧オーストリア」のナショナリズムの実践目標を、「民族性の自由な開花」と「領土的所有・民族的土壌の渴望」の二種類に分類した³。二つの目標のうち、前者は「学校教育と官吏の職をめぐる闘争」を、後者は「憲法をめぐる闘争」を通じて達成される。言語・文化を構築・維持するにあたって、「学校教育」が決定的な役割を果たしているということは、明らかである。「官吏の職」は言語の資格に関わっていた。19 世紀後半にいたるまで、ボヘミア・モラヴィア邦はドイツ語とチェコ語の混在地域であるにもかかわらず、国家文書を記述する権利は、もっぱらドイツ語が独占していた。チェコ人のナショナリズムは、チェコ語をドイツ語と対等な地位へと引き上げる試みとして解される。チェコ語にボヘミア王国領における「国家語」の地位を与えるためには、記録者である官吏に、チェコ語の能力を義務づけることが必要だった。

「学校教育と官吏の職をめぐる闘争」が、民族語を領邦の「国家語」にする試みとして要約されたのに対して、「憲法をめぐる闘争」は、1861 年 2 月憲法を通じて定められた「中央集権主義 (Zentralismus)」に対する、「連邦主義者 (Federalisten)」による批判⁴を指している。

ハルマツはオーストリアの「中央集権主義」・「二重制」批判を始めるにあたって、そのきっかけを 2 月憲法に求めている。2 月憲法では、領邦議会に対する帝国国会の優位が定められた。諸邦に対して政府の管理を強化することを決定した背後には、帝国領における経済・文化格差がある。2 月憲法は、ボヘミア州をはじめとする裕福な北部地方と識字率の低かった南部地方に統一的な基準を適用することを通じて、地域間の差異を埋めようとした。

2 月憲法を通じた「中央集権主義」は、オーストリア＝ハンガリー間の「妥協」

³ Charmatz: DöP., S. 103.

⁴ Ebd.

後に制定された 1867 年 12 月憲法を通じて、事実上、頓挫している。その根拠として、ガリツィアの状況が挙げられる。1868 年 2 月には、ガリツィアの裁判所でのポーランド語の単独使用が決定された。翌年には、裁判所だけでなく、役所においても、ポーランド語の単独使用が可決されている。ガリツィア州において、「国家語」としてのドイツ語の普遍的な地位が放棄されたことは、「中央集権主義」が早くも行き詰ったことを示している。

「妥協」から前世紀転換期にかけて、ドイツ人の民族主義はこれまで以上に先鋭化していく。それは帝国領のうちドイツ人が少数派である地域を、オーストリア諸邦から分離することを通じて、実践されていった。「二重制」導入の背後には、ドイツ人が少数派であるハンガリー王国領を、オーストリア諸邦から分離することを通じて、諸邦におけるドイツ人の比率を上げるというナショナリズムの意図があった。その後、ガリツィア・ブコヴィナには、「特別地位 (Sonderstellung)」が与えられたほか、ダルマチアはハンガリーの帰属となった。これら辺境地域の分離・割譲を通じて、残りのオーストリア諸邦では、ドイツ人が最大多数を占めることになった。しかし、「縮小したオーストリアにおいても、スラヴ人とロマン人 (Slaven und Romanen) の力は、民族の正当な要求を実現させるには、十分に足りていた」⁵。

ハルマツはドイツ人にとって特別な影響を与えた存在として、チェコ人を挙げている。「旧オーストリア」におけるドイツ系オーストリア人のナショナリズムは、チェコ人とのライバル関係という視点から、観察・批判されることになる。チェコ人は 1867 年の「妥協」当時から、ドイツ人、ハンガリー人と対等なチェコ人の権利を主張していた。オーストリア＝ハンガリー＝チェコ三重帝国制の可能性を示唆したのは、普墺戦争時、オーストリアと敵対していたプロイセンである。

1866 年 7 月 10 日、ボヘミア領内に侵攻したプロイセン国王は、チェコ人にあてて、以下のような通達を発した。

ドイツ人の統治するオーストリアがわれわれを襲撃しようとしたことにより、われわれは闘争をしなければならなくなった。しかし、自立と、自由な民族的展開という君たちの正当なる願望に抵抗することほど、われわれの意図から遠く隔たっていることはない。われわれの正当なる責務を通じてわれわれに勝利がもたらされるならば、ボヘミア人とモラヴィア人には、彼らの民族的願望がハンガリー人と同様、ついに実現する瞬間が訪れる⁶。

⁵ Charmatz: DöP., S. 105f. 「ロマン人」の呼称が使用されている背景には、それがイタリア人およびルーマニア人を参照しているからだと考えられる。

⁶ Charmatz: DöP., S. 107.

1871 年 5 月 16 日、プラハの「ハラッハ伯爵邸 (graflich Harrach'scher Palais)」にて、帝国政府とチェコ人による「ボヘミア妥協 (bohmischer Ausgleich)」の合意が発表された。「ボヘミア妥協」についての合意とそれに対するハルマツツのコメントからは、二つの主たる決定事項を読み取ることができる。合意からは、ハンガリーを除くオーストリア諸邦に該当する業務について決定する権限は、ボヘミア王国領にかぎって、領邦政府に委譲されることが読み取れる。また、合意に対する彼のコメントは、チェコ語がボヘミア王国領の事実上の「国家語」として、ドイツ語と対等な位置に置かれることを伝えている。

全ハブスブルク君主国、すなわち、オーストリア＝ハンガリーに共通でない全業務は、ボヘミア王国に関係するかぎり、「原則的に」ボヘミア領邦議会、あるいは、領邦政府の権限に属する (第九条)。もっとも、実用性の理由から、ライタ川以西の (Zisleithaniens) 諸邦に対しても、統一的な取り扱いが、特定の、諸邦共通業務に対して認められる (第十条)。民間業務、間接税、貨幣制度、交通業務、軍隊、ならびに、財政の一部領域は、上述のことを遵守しなければならない (第十一条)。居住移転の権利、旅券制度、警察の外国人課、国勢調査ほかの規定にまつわる詳細は、各邦の代表による協議が決定する (第十六条)。最後に、個々の団体による協議が望ましいと考えられる業務処理にあたっては、専門委員会を設置するという案が採用された (第十七条)。ボヘミア妥協についての基本条項は、ボヘミア民族法 (Nationalitätengesetz für Böhmen) の発表を受けてのできごとである。ボヘミア民族法は、両方の領邦語の平等 (Gleichstellung beider Landessprachen) を想定するだけでなく、両方の国民 (beide Nationalitäten) に与えられる平等な権利への不可侵を守るために、民族別の領邦議会局 (nationale Landtagskurien) の設置を想定していた。領邦議会局で使われる言語を教える学校の維持のため、特別の寄付金を募るかどうかの判断は、領邦議会局の判断に委ねられる⁷。

ドイツ人が「ボヘミア妥協」に反対したのは言うまでもない。しかし、合意が撤回された直接の原因は、ハンガリー人による三重帝国制に対する批判にあった。「ボヘミア妥協」の合意と撤回に際して、ハルマツツは、ドイツ人、チェコ人の双方による非妥協的な態度を指摘している。とりわけドイツ人に対する彼の指摘には、注目する価値がある。「ボヘミア妥協」の合意が発表された 70 年代、彼らは「妥協」を拒否することができた。しかし、それから 30 年後の 1900 年代、チェコ人のナショナリズムが成功し、ドイツ人とチェコ人の人口比がドイツ人 3 人に対してチェコ人 2 人にせまってくると、ドイツ人は「妥協」を受け容れざるを

⁷ Charmatz: DöP., S. 108.

えない⁸。それでも、ハルマツツには、ドイツ人とチェコ人がそれぞれ別の国家をもつという発想はない。多民族国家機構に対して、諸民族の抵抗は「破壊的に (destruktiv)」作用する。この国家機構を「構築的 (konstruktiv)」に維持するためには、諸民族による妥協が不可欠である。

オーストリアの諸民族はそれぞれの規模がどれだけ大きくとも、単独では、君主国の存続を保障することはできない。しかし、各民族には抵抗を通じて、国家の生命を危うくすることは可能である。破壊的な介入はあらゆる民族にとって可能である。しかし、構築的な参加は全民族が合同してからでしか、ありえない⁹。

1861年2月憲法は北部と南部の文化・教育、経済水準の差異を問題視した。ドイツ人は、ウィーンから各地方を管理する「中央集権主義 (Zentralismus)」の導入を通じて、各地域の均一化を企てた。「連邦国家 (Föderativstaat)」の構想は「中央集権主義」に対する批判である。「連邦国家」では、各邦内部の問題については、各領邦議会がその解決に必要な決定をする権限をもつ。それだけでなく、複数の民族が居住する領邦では、「民族別の領邦議会局」が設置される。「議会局」は、民族的少数派が不正を蒙ることのないように、多数派による権力行使に際して、その監視の役割を果たすことになる。

「中央集権主義」に対する批判としての「連邦自治」の構想は、1848年革命当時から存在していた。その支持者を指す際には、「連邦主義者」または「連邦自治主義者 (Länderautonomisten)」が用いられている¹⁰。「連邦国家」への移行にあたって、「連邦自治」は有効であるように思われるが、民族対立の解消という観点からすると、不十分であった。その根拠として、ハルマツツは、ガリツィアとボヘミアという二つの例を挙げている。

⁸ Charmatz: DöP., S. 84. 1900年における「ライタ川以西」の民族統計は以下の通り。ドイツ人 9,170,939 人、チェコ人 5,955,397 人、ポーランド人 4,259,152 人、ルテニア人 3,375,576 人、スロヴェニア人 1,192,780 人、セルボ・クロアチア人 711,380 人、イタリア人 727,102 人、ルーマニア人 230,963 人。各民族比は、ドイツ人 35,78%、チェコ人 23,23%、ポーランド人 16,62%、ルテニア人 13,17%、スロヴェニア人 4,65%、セルボ・クロアチア人 2,77%、イタリア人 2,84%、ルーマニア人 0,90%。各民族への帰属の根拠は、「日常言語 (Umgangssprachen)」として使用する言語の申告にもとづく。ドイツ人の数値は最大である。しかし、スラヴ語に含まれるチェコ、ポーランド、スロヴェニア、ルテニア、セルボ・クロアチア各言語を申告した住民を、スラヴ系住民として集計すると、スラヴ系オーストリア人の実数がドイツ系オーストリア人を上回っている。

⁹ Charmatz: DöP., S. 109.

¹⁰ Charmatz: DöP., S. 111.

ポーランド人の「連邦主義者」はガリツィアの自治を主張した。オーストリア諸邦からガリツィアを分離するという構想は、ポーランド人とルテニア人の混住というガリツィアの事情を考慮していない。つまり、「連邦自治」を導入するだけでは、ポーランド人とルテニア人の闘争は解決されない。ボヘミアにおける「連邦自治」に対しては、1897年4月5日の言語令が、「連邦自治」は民族対立を解消できないという主張のための根拠とされている。言語令は、ボヘミア領における全官吏に対して、ドイツ語とチェコ語の習得を義務づけた。ボヘミア系ドイツ人に対するチェコ語の強制は、ドイツ人による抵抗に遭い、言語令は廃案となる。

ボヘミア言語令に対する反省から、ハルマツは、民族問題の解決につながる「連邦自治」の可能性を検討した。民族問題の解決策として、彼は、「民族自治 (nationale Autonomie)」に注目する。興味深いのは、「民族自治」の方法として、「領土原則 (Territorialprinzip)」と「属人原則 (Personalitätsprinzip)」の二つが参照されていることである¹¹。前者が「連邦自治」の段階にとどまっているのに対して、後者では、前者への反省を踏まえ、複数民族が混在する州では、領邦の歴史的な境界線と民族のまだら模様を維持したまま、民族間の対等な関係を構築することが目指されていく。

ボヘミア州を対象として、後者の提唱者カール・レンナーは、「民族同胞団 (nationale Genossenschaften)」の結成を主張した¹²。「民族同胞団」は、「国民地籍

¹¹ Charmatz: DöP., S. 112f. 「領土原則」の導入を主張した人物として、パラツキー (František Palacký) が挙げられる。1848年1月22日、彼は、民族分布にならったオーストリアの再編案を発表した。この構想はクレムジールでの憲法制定委員会の議事録にも収録された。しかし、連邦構想は彼自身によって、のちに撤回されることになる。パラツキーの分割構想は以下の通り。1. チェコ系ボヘミア、2. ドイツ系ボヘミア、3. 上オーストリア・下オーストリア・ザルツブルク、4. ドイツ系シュタイアーマルク・ケルンテン、5. スラヴ系シュタイアーマルク・カルニオラ・スラヴ系沿岸地域、6. シレジア、7. モラヴィア、8. ドイツ系ティロール・フォアアールベルク、9. イタリア系ティロール (Welschtirol)、10. イタリア系沿岸地域、11. ダルマチア、12. ポーランド、13. ルテニア系ガリツィア、14. ブコヴィナ。「ボヘミア妥協」の草稿では、「民族別の領邦議会局」が構想されていた。この案は、領土を州境線に沿って分割するのではなく、同一領邦内に民族別に議会を設置しようとしている点において、「属人原則」に分類される。なお、「民族別の領邦議会局」の開設を世に問うたのは、ドイツ系のアドルフ・フィッシュホフ (Adolf Fischhof) である。アウレル・ポポヴィチ (Aurel C. Popovic) の著作『大オーストリア合州国 (Die Vereinigten Staaten von Großösterreich) 』(1906) は、「領土原則」と「属人原則」の折衷案に位置づけられる。そのほか、民族議会の開設を主張した人物として、オットー・ラング (Otto Lang)、ルツィアン・ブルンナー (Lucian Brunner) ほかがいる。

¹² Charmatz: DöP., S. 114. 「属人原則」の発表にあたり、レンナーは「ルドルフ・

簿 (nationale Kataster) 」を通じて、選出される。「国民地籍簿」には、住民の日常言語が記載された。住民は、「国民地籍簿」の記載にしたがって、ドイツ語とチェコ語の言語別に「民族同胞団」を決定する。「属人原則」は、各民族が民族別に利益代表者を選出するという、民族別議席制として実践された。

1848 年以降、ドイツ系オーストリア人のナショナリズムは、ドイツ人が少ない地域、ハンガリー、ガリツィア・ブコヴィアほかを例外地域としてオーストリアから分離し、ドイツ人を諸邦における主流派にする試みとして実践されていく。ナショナリズムが民族の利益をひたすらに追求している一方で、ハルマツはこの原理を、あらゆる民族にとって、その民族性の自然な展開をうながす機会としてとらえた。この視座から、諸民族は数の多少にかかわらず、平等の関係にあるという認識が形成されていく。スラヴ系諸民族に先立ってナショナリズムの覚醒を経験したドイツ人は、諸民族のそれを支援する義務がある。

「領邦自治」は、民族とその領土は一致するという前提で、ドイツ人と諸民族の融和を目指した。しかし、複数民族が混住する領邦では、「領邦自治」は、民族対立の解決策にはなりえなかった。「民族自治」は「領邦自治」に対する反省に端を発していた。「民族自治」では、伝統的な「民族地図 (Nationalitätenkarte) 」を維持したまま、民族的少数派を擁護することが目指された。1907 年の「普通・平等選挙」において導入された民族別議席制は、「領土原則」から「属人原則」にいたる議論の成果であると言える。ハルマツ、レンナーらは、民族対立の原因を「中央集権主義」と「二重制」に見ていた。

3. ハンガリー問題

1848 年、ハンガリー革命がロシアの援助を受けたオーストリアによって鎮圧される。革命から 1867 年の二重帝国の成立まで、ハンガリーの抵抗運動を率いたのが、デアークであった¹³。彼は 1865 年 4 月 16 日、『ペスト新聞 (Pesti Naplo) 』にて、「国事勅書 (Pragmatische Sanktion) 」の承認を根拠として、ハンガリーを含めた「ハプスブルク君主国の統一性と不可分性 (Einheit und Unteilbarkeit der Habsburgermonarchie) 」に同意した。デアークによる抵抗運動の成果の一つとして挙げておきたいのは、オーストリア＝ハンガリー間の合意によって決定される「共通業務 (gemeinsame Angelegenheiten) 」の設定に賛成する一方で、「中央議会

シュプリンガー (Rudolf Springer) 」、「ジュノプティエンス (Synoptiens) 」ほかの秘匿ペンネームを用いた。レンナーの構想と類似した「属人原則」の導入を主張した人物として、ルーマニア人のアウレル・オンツィウル (Aurel von Onciul) が挙げられている。

¹³ Charmatz: DöP., S. 116. 『ドイツ系オーストリアの政治』では、ドイツ語表記のフランツ・デアーク (Franz Deak) が採用されている。ハンガリー語での表記は、デアーク・フェレンツ (Deák Ferenc)。

(Zentralparlament)」の開設に反対したことである。

普墺戦争直後のオーストリアでは、ハンガリーの処遇をめぐる、ドイツ系リベラルの「憲法党 (Verfassungspartei)」が「自治主義者 (Autonomisten)」と「大オーストリア主義者 (Großösterreicher)」に分裂している¹⁴。前者は、「ライタ川以西」単独での君主制の存続と、同地域への連邦制の導入を主張した。後者は、ハンガリーを含めた君主制と、「中央集権主義」の存続を求めた。憲法党は、アウスゼーにてハンガリーとの「妥協」を通じた、大オーストリアの維持を綱領として採択している。

1867年1月2日、皇帝は「特許状 (Patent)」を発し、領邦議会の解散を命じた¹⁵。その後に実施されたボヘミア・モラヴィア領邦議会選挙では、「連邦主義者 (Federalisten)」108議席に対して、「中央集権主義者 (Zentralisten)」95議席という結果になっている。君主制の分裂と連邦構想の実現を阻止するため、同年5月20日、帝国国会が召集された。その目的は唯一、ハンガリー国王から提出された「妥協」を認可することであった。この帝国国会での審議を通じて、「二重制」が成立する。「妥協」をめぐる交渉の際、憲法党は帝国議会と王国議회를統一することに失敗した。

「妥協」は「共通業務」の内容を、外交政策・軍事・帝国財務に定めた。そのほか、税制・鉄道などが「共通業務」の対象になっている。ハルマツは「二重制」批判の根拠として「共通業務」に対する両国による財務負担の不平等を指摘している¹⁶。ドイツ人とは対照的に、ハンガリー人が「二重制」から利益を認識していたことは、ハンガリー首相アンドラーシによる1869年1月の発言から確認できる。

もし誰かが、二重制の諸条件がハンガリーにとって便宜的でないと言うのなら、私はその人にこう答えたい。われわれは現在、共通の負担額のうち30%しか支払っていないにもかかわらず、70%と同じだけの権利を享受している¹⁷。

1867年当時、オーストリアはハンガリーとの「妥協」から二様の利益を想定し

¹⁴ Charmatz: DöP., S. 119.

¹⁵ Charmatz: DöP., S. 120.

¹⁶ Charmatz: DöP., S. 125. 1868年、ハプスブルク君主国全体の債務に対して、両国の負担比率は、オーストリア70%、ハンガリー30%に決定された。具体的な金額については省略する。ハンガリーには30%の負担が定められていたにもかかわらず、補助金の利用と王国議会での負担免除の法令化を通じて、実際には、10%弱しか支払っていない。1899年における両国の負担比率は、オーストリア65,6%、ハンガリー34,4%となっている。

¹⁷ Charmatz: DöP., S. 124.

ていた。これは民族政策上の利益と経済政策上のそれに分類できる。

「妥協」の背後には、ドイツ人の少ない「ライタ川以東」を「ライタ川以西」から分離して、「ライタ川以西」におけるドイツ人の比率を引き上げるというナショナリズムの目論見があった。ところが、ハンガリーの分離を通じて、オーストリアのドイツ人がスラヴ人に対して数的優位に立つことはなかった。そのため、その成立時から、「妥協」から引き出される民族政策上の利益は疑問視されていた。

「共通業務」の遂行にあたって、オーストリアは経費の大部分を負担する。それと引き換えに、ハンガリーとの関税同盟が締結された。その目的の一つとして指摘できるのは、オーストリア製品に対する関税率の引き下げを通じて、ハンガリーをオーストリア製品にとっての寡占市場にすることであった。経済政策上の利益は、オーストリア製品の市場確保である。しかし、前世紀転換期における産業振興を通じて、ハンガリーは自国市場への自国製品の供給に成功する¹⁸。オーストリアは「共通業務」に対する過剰な財務負担と引き換えに、ハンガリー市場から利益を得てきた。しかし、前世紀転換期、オーストリアがハンガリー市場を失ってしまうと、「共通業務」に対する不公平な財務負担に見合うだけの経済的な利益は期待できなくなった。ドイツ人がハンガリーとの同盟に利益を見出せなくなっていくのと同時に、ハンガリーにおけるドイツ語の地位もまた大幅に低下していた。ハンガリーの国家政策は、共通陸軍の言語にも影響をおよぼしている。

かつてハンガリーの町や市場に駐屯する共通陸軍の将校団には、ある程度のドイツの特徴があった。将校団はまさにドイツの島だった。最近になって再びハンガリーの一地方を旅したとき、私は驚嘆を隠すことができなかった。なぜならば、ドイツ人の軍隊におけるマジャー化の進展には、すさまじいものがあったからである。鉄道車輛に一人の士官候補生が乗り込んできたとき、私はその若い男の話すドイツ語の拙さが分かった。その男は下オーストリア州との国境近くにあるハンガリーの軍事学校で教練を受けたのだった。ドイツ語による教育課程では、もはや実際上の成功は望まれるべくもない。ハンガリーでは、もっぱらハンガリー人士官しか任官されないことになり、ティサの目標とする譲歩が遂行されたら、数年ののちにどのような事態にいたるかは明らかである¹⁹。

¹⁸ Charmatz: DöP., S. 131. ハンガリー政府による 1898 年の統計から、操業中の大規模産業工場 2, 364、工場労働者 245, 000 人、年間出荷額 1, 366, 917, 031 クローネの数値が引用されている。1906 年 10 月に王国議会に提出された産業振興法の報告書によると、1890 年から 1906 年にかけて、全 730 の産業工場が産業振興法による優遇措置を受けた。

¹⁹ Charmatz: DöP., S. 133.

ハルマツツは「二重制」を「代用品 (Surrogat) 」²⁰ と評した。「代用品」は、統一国家に対する代用品の謂いとして解することが適当であろう。ドイツ系オーストリア人は統一国家に到達することができなかった。ハンガリーとの「妥協」は統一国家という理想に対する妥協である。「代用品」がもはやドイツ系オーストリア人に利益をもたらしていないならば、「二重制」は克服されるべきである。

「代用品」は、形式上の「物上連合 (Realunion) 」とも言い換えられている。これに対して、同一君主によって統治される複数の国家、すなわち、「同君連合 (Personalunion) 」が対置されている。「同君連合」は、対等な関係にある複数の民族が同一の君主の傘下に集うことであると解される。ユダヤ人による民族主義系の新聞である『自衛』では、「物上連合」から「同君連合」への移行の必要性が以下のように述べられている。

一人の支配者のもとで二つに隔てられた国に生きている自由な諸民族はいつか、一つの兄弟国へと統合されなければならない。その目的は、諸民族をある一方の民族か、もう一方の民族へと縮めるためでなく、彼らの全員に力を与えるためである²¹。

現状では、ハプスブルク君主国の諸民族は、オーストリアとハンガリーという君主国の国内国境によって、分断された状態にある。この状況を解消するためには、国内国境の撤廃が必要である。諸民族間の対等の関係は、民族の数に応じた代表を通じて実現される。対等の関係にある諸民族が一つの君主のもとに集うとき、諸民族にとって自由な自己展開が可能になるだけではない。諸民族による展開は、それを統一する君主国の増強にも通じている。

「旧オーストリア」におけるハンガリー問題の展開に注目してみると、ドイツ系オーストリアの政治は、「二重制」・「中央集権主義」に対する「連邦主義」による挑戦の過程であるとも言い換えられる。「妥協」にあたって、ハンガリーとの折衝を遂行したドイツ系憲法党ではその内部から、二つの議会が並立する状況に対し、疑義が呈せられていた。前世紀転換期になると、ドイツ系オーストリア人は、ハンガリーとの民族・経済政策上の「妥協」から、もはや利益を見出すことはできなくなっていた。ハルマツツが構想する民族連邦は、「旧オーストリア」におけるハンガリー問題に対する批判としてもとらえることができる。

4. ドイツ系政党の展開

²⁰ Ebd.

²¹ Dr. H. Kadisch: Altliberale, Neuliberale und Jungjuden. In: Selbstwehr – Unabhängige jüdische Wochenschrift. 1 Jahrgang, 1907, Nr. 27 (30. August), S. 2.

ハルマツは 1860 年代から 1907 年にいたるドイツ系政党の展開を記述するにあたり、その綱領を引用している。綱領には、各政党の立場が鮮明に打ち出されるため、当時の問題を理解するにあたって、それは有効な素材となる。以下、綱領をもとに、「二重制」から普通・平等選挙にいたるドイツ系政党の展開の再構成を試みる。

1848 年の革命に端を発するハンガリーの独立運動に際して、ドイツ系リベラル政党がハンガリーとの「妥協」を通じて、「ライタ川以東」を含む「大オーストリア」の維持を試みたことは、すでに述べた通りである。「ライタ川以西」でも、ドイツ人は、ナショナリズムの覚醒を経験した諸民族に対して、ドイツ語を強制することはもはや不可能であると認識するようになっていた。「ライタ川以西」での「妥協」は、諸民族の言語にドイツ語との対等な関係を承認することであるとも言い換えられる。国内に対等の関係にある複数の言語が存在するという視座からは、ドイツ諸邦とは異なる、多民族国家としての自己理解が確立されていった。

ドイツ系リベラル主義者はスラヴ人、とりわけチェコ人に対する妥協を進めていく。チェコ人に対する妥協は、ドイツ語とチェコ語の対等な関係を構築することであると言い換えられた。リベラルによるチェコ人への妥協に対する批判として、その内部からも、ドイツ系オーストリア人のナショナリズムが形成されてくる。彼らの民族主義は、ドイツ語とチェコ語の対等な関係に対して、ドイツ語の優位性に固執し、「ライタ川以西」からドイツ語一言語の諸邦の分離、そしてそのドイツ帝国への編入を主張した。

1859 年、リベラルは、「職業の自由 (Gewerbefreiheit)」²² を実現させる。それにより、「同業組合への強制加入制度 (Zwangsgenossenschaften)」と職業に関する「資格証明書 (Befähigungsnachweis)」が撤廃された。この生業改革に対する批判として、キリスト教社会主義が勢力を増していく。その特徴として、反ユダヤ主義との親和性を挙げておかなければならない。ナショナリズム・宗教的保守主義に対する批判として、社会民主主義が公民権についてきわめて斬新な思想を展開させていった。

1861 年、憲法党「左派 (die „Linke“)」は、ハンガリーとの「妥協」の維持を綱領として採択した²³。それを通じて、立憲主義・「二重制」の維持が、ドイツ系リベラル政党の基本方針となる。憲法党の内部からは、「左派」に対する批判として、「進歩クラブ (der Fortschrittsklub)」が結成された²⁴。1876 年に発表された「進歩クラブ」の綱領からは、ハンガリー政策に対する批判を聞き取ることができる。

²² Charmatz: DöP., S. 145.

²³ Charmatz: DöP., S. 158.

²⁴ Charmatz: DöP., S. 164.

ハンガリーによって課せられたあらゆる過剰負担に対する防衛、国家・経済的な共通の利益のための強固かつ継続的な基盤の整備、最後に、オーストリアとハンガリーのあいだで宙に浮いたままになっているあらゆる業務の調整。ハブスブルク国家の共通業務に対するオーストリアの影響が確保されないならば、オーストリアの単独完全自立の機会が模索されるべきである²⁵。

1879年の帝国国会選挙では、「民族的ドイツ主義者 (die Deutschnationalen)」が2議席を獲得している²⁶。その綱領は、ドイツ語をオーストリアの「国家語」にすることを強く求めている。ドイツ語の地位の確保を求める声明からは、チェコ人の国民運動に対するドイツ人の不安を聞き取ることができる。

1882年、民族的ドイツ主義者はリンツで綱領を発表した。以下、民族的ドイツ主義者による「リンツ綱領 (Linzer Programm)」²⁷の一部を引用する。

1. オーストリア＝ハンガリー君主国のうち以前ドイツ連邦に属した諸邦は、可能なかぎり自立した、厳密かつ統一的に組織化された全体を形成するべきである。それゆえに、ハンガリーとは同君連合、ダルマチア、ガリツィア・ブコヴィナの分離、あるいは、特別地位が適用される。2. ドイツ連邦に属した諸州では、ドイツ的な特性の維持が義務づけられる。したがって、国家語 (Staatsprache) としてのドイツ語の導入と、州内公用語 (Amtsprache) としてのドイツ語の採用がなされるべきである。3. 選挙権の自由主義的な拡大を通じた、利益代表の改革。4. 自由な結社・集会・出版の権利、自由な国民学校 (Volksschule)。5. 司法と行政の簡略化を通じた、国家財政における規律の確立・節約について教育すること。軍事支出の削減。しかし、兵力削減は実施されない。6. 大衆を対象とする租税制度の変更 (所得税の累進課税、奢侈税、株式取引への課税、相続税・間接税の改革)。7. ハンガリーとバルカン諸州を含んだうえでの、ドイツ帝国との統一関税領域の設置。8. 全体にとって有益となる、ある種の営利企業の国営化。9. 自国産業・適切な製品への援助、営業・工場法令の改革 (正規労働時間、災害保険、工場監査)。10. 農業従事者のための信用貸付の仲介、農業従事者相続権の改革、自営農地法の法令化。11. 国外における危険に対処するための君主国の防衛。海軍の増強。12. 国家条約を通じたドイツとの同盟²⁸。

²⁵ Ebd.

²⁶ Charmatz: DöP., S. 172. ゲオルク・フォン・シェーネラー (Georg von Schönerer) およびハインリヒ・フュアン克蘭ツ (Heinrich Fürnkranz)。

²⁷ 「リンツ綱領」の起草には、シェーネラーのほか、ハインリヒ・フリードユング (Heinrich Friedjung)、ヴィクトル・アードラー (Victor Adler) が関与した。

²⁸ Charmatz: DöP., S. 172f.

注目しておきたいのは、ドイツ系諸邦の統合と、「国家語」、州内「公用語」としてのドイツ語の地位を求める主張のほか、君主国とドイツ帝国による関税同盟の締結が構想されていることである。ハンガリーを含めた大オーストリアとドイツ帝国との同盟からは、ドイツ系オーストリア人がそのナショナリズムの一形態として、中欧経済圏の構築を構想していることが読み取れる。

1885年の帝国国会選挙では、5 グルデンの納付履行者の全員に選挙権が与えられた²⁹。選挙後、ドイツ系リベラルと民族主義者は共同原則を発表している。「立法、行政、教育におけるスラヴ人の優位の撲滅 (Bekämpfung des slavischen Übergewichts in Gesetzgebung, Verwaltung und Unterricht)」からは、ナショナリズムのこれまで以上の先鋭化が観察される。

歴史的に根拠づけられてきたドイツ人の立場の確保。国家としての統一性の維持。国家語としてのドイツ語の確立。立法、行政、教育におけるスラヴ人の優位の撲滅。ドイツ帝国との同盟の維持・強化。行政による侵害に対する市民的自由の防衛。労働者層と中流身分のための社会政策の改革³⁰。

1888年11月6日、「ドイツ人クラブ (der deutsche Klub)」と「ドイツ系オーストリア人クラブ (der deutsch-österreichische Klub)」は合併し、「ドイツ系統一左派 (Vereinigte Deutsche Linke)」を結成した³¹。その綱領を見ると、「ドイツ性の防衛」、「オーストリアにおけるドイツ人に与えられた権利の正当性の確保」³²が挙げられているため、統一左派は＜左派＞を名乗っているものの、民族主義政党であると言える。「統一左派」から、さらに急進的な民族主義者が「ドイツ系民族連盟 (Verband der Deutschnationalen)」として分離した³³。「ドイツ系民族連盟」を率いたのが、シェーネラーである。

1890年代になると、「ドイツ系民族連盟」に類似した民族主義機関が、オーストリアの各地方で結成された。1895年8月、フィラッハの『ケルンテン新聞 (Kärntner Nachrichten)』では、民族主義政党「ドイツ系人民党 (deutsche Volkspartei)」の結党が報道されている³⁴。「ドイツ系人民党」の存在意義は「民族的な志操をもつドイツ人の化身であるだけでなく、あらゆる領域におけるユダ

²⁹ Charmatz: DöP., S. 174.

³⁰ Charmatz: DöP., S. 175. エルンスト・フォン・プレーナー (Ernst von Plener) は1885年6月1日、ドイツ系リベラルと民族的ドイツ主義者の共同原則として上の引用を発表した。

³¹ Charmatz: DöP., S. 177.

³² Ebd.

³³ Ebd.

³⁴ Charmatz: DöP., S. 178f.

ヤ主義の優位に対する防壁」³⁵に求められている。1896年6月7日、「ドイツ系人民党」はウィーンで統一綱領を採択した。統一綱領を以下に引用する。

「ドイツ系人民党」と言われるこの党は、民族的、自由主義的、社会改革的な傾向が強かった。それゆえに、基本公約として発表されたのは、ドイツ帝国との同盟の強化、内政問題をドイツ人の民族的利益のもとに従属させること、国家語としてのドイツ語の確定 (Festlegung der deutschen Staatssprache)、ガリツィアの特別地位、ユダヤ主義による不都合な影響からの解放 (Befreiung von den nachteiligen Einflüssen des Judentums)、選挙法改革、世俗教育、言論の自由、結社・集会・出版の自由に対するありとあらゆる介入への拒否、官吏の政治的中立である。「ドイツ系人民党」は、宗教に対する闘争を拒否するが、聖職者主義党とは、明確に異なる。「ドイツ系人民党」は、軍事費の削減を、とりわけ二年半の兵役義務、職業資格証明書の維持を前提とする生業令の改革、協同組合への強制加入制度の撤廃、不正競争と行商への対抗措置の必要性を主張する。同様に、「ドイツ系人民党」は、農民階級を保護するための法的救済措置を取る。

「人民党」は、農業法の一般的改革に賛成する。「人民党」は、力強い社会政策、つまり、労働仲介業の規制、疾病・傷害保険の簡略化、労災による身体障害・高齢者に対する生活保障の導入を要求する。「人民党」は、産業の精力的な振興を期待するが、私企業による鉄と鉄鋼の独占に反対する。「ドイツ系人民党」は税制の抜本的改革、ハンガリーとの公平な妥協、ドイツ帝国との関税同盟を要求する³⁶。

引用からは、「ドイツ系人民党」の行動原理として、ナショナリズムのほか、反ユダヤ主義が挙げられる。キリスト教に対する関係については、宗教に対する批判はしないものの、宗教政党ではないという立場が採用されている。

1903年の帝国国会におけるドイツ系政党の議席獲得状況を見ると、「ドイツ系人民党」が46議席で第一党、「ドイツ系進歩党 (Deutsche Fortschrittspartei)」と「護憲大土地所有 (Verfassungstreuer Großgrundbesitz)」がそれぞれ30議席で第二党となっている³⁷。

³⁵ Charmatz: DöP., S. 179.

³⁶ Ebd.

³⁷ Charmatz: DöP., S. 180. 「ドイツ系人民党」、「ドイツ系進歩党」、「護憲大土地所有」に次いで、「カトリック人民党 (Katholische Volkspartei)」が29議席で、第4政党となった。第5政党が「キリスト教社会連合 (Christlichsoziale Vereinigung)」25議席である。次いで、「全ドイツ主義者 (Alldeutsche)」14議席、「社会民主主義 (Sozialdemokratie)」10議席、「自由全ドイツ主義 (Freialldeutsche)」8議席、「ドイツ系農民党 (Deutsche Bauernpartei)」4議席、「モラヴィア中央党 (Mährische

ところで、ハルマツツは、民族主義の伸長にもかかわらず、「ドイツ系進歩党」が「ドイツ系統一左派」の後継として、第二党の地位を占めたことを、驚きをもって報じている。「旧オーストリア」の民族問題、ハンガリー問題に際して、政策決定を遂行してきたのは、リベラル政党であった。それゆえに、その綱領はドイツ系オーストリア人にとっての基準であると言える。「進歩党」が 1897 年 4 月 7 日に採択した綱領は、以下のようになっている。

ドイツ人の精神的かつ経済的所有状況の確保、この民族の文化的かつ歴史的な意義にふさわしいドイツ人のための地位の保全。諸民族の状況は、立法という手段においてのみ、規定される。行政はドイツ人の害になることを控えなければならない。行政の抜本的改革、教育機関における宗派中立的性格と法を前にした全市民の平等の確保、言論の自由、結社・集会の自由、ならびに、選挙妨害のテロリズムの予防措置、憲法の自由主義的改正が要求される。零細業と小規模土地所有は、国の需要に合致するように、専門教育の増強、信用貸付の拡大、国による生業振興の継続、同業組合の維持、納入業者の再編を通じて、助成の対象となる。商業と産業は特別な注目を受けるべきである。収賄と不正競争に対する闘争、国の出資による高齢者・労働者の労災による身体障害のための保険の漸次導入、国による労働仲介・調停署の設置への支持に賛成する。労働者保護立法の整備、権力濫用の可能性を制限し、出版の自由を約束することは、綱領の一点を構成する³⁸。

「進歩党」は「進歩 (Fortschritt)」を名乗っていることから、リベラルの理念を継承している。前掲の「人民党」はドイツ人の利益、ドイツ語の優越性、反ユダヤ主義を標榜していたため、民族主義政党であることは明白だった。それに対して、「進歩党」からは、「人民党」のような排外主義を聞き取ることはできない。しかし、「進歩党」はドイツ人の存在意義として、その精神・文化・歴史的な重要性を挙げている。これは、ボヘミア・モラヴィアのような複数言語地域では、チェコ語に対してドイツ語に挺入れすることではなく、少数派としてのドイツ人の様態を受け容れ、少数派としての存続を検討していることと解される。ドイツ人の文化的意義を擁護するという姿勢からは、「進歩党」の傾向として、現実主義、文化的ナショナリズムを指摘することができる。

Mittelpartei) 」3 議席、「全ドイツ・小会派 (Alldeutsche Wilde) 」2 議席という結果となった。リベラルの「進歩党」を含め、民族主義政党が強い支持を受けている。それに宗教政党が続いているという議会状況からは、「ライタ川以西」における民族主義・反ユダヤ主義への偏向が、改めて確認される。

³⁸ Charmatz: DöP., S. 180.

1880 年代の終わり、キリスト教社会主義は 2 議席しか保持していなかった³⁹。ハルマツツによると、キリスト教社会主義は、反ユダヤ主義のほか、独自の綱領は一つとしてなかった⁴⁰。その綱領では、社会民主主義がドイツ的なものではなく、ユダヤの、あるいは、外国資本に由来すると考えられている。キリスト教社会主義からは、『わが闘争』との類似性が観察される。

時が間近にせまってようやく、キリスト教社会主義者は、正規の綱領の発表に漕ぎつけた。綱領は、1907 年 3 月 10 日に発表される選挙マニフェストとしても妥当しう。綱領は、大オーストリア主義を展開、党のドイツ的特徴を強調、キリスト教ドイツ系の礼節の守護を宣伝、ユダヤ・フリーメーソンの精神から導かれた社会民主主義に対する闘争の継続を約束している。それに続いて、党は、包括的な社会福祉関係立法、抜本的な税制改革、高齢者と就業不能者、ならびに、扶養者が死別してしまった場合の未亡人と孤児を対象とする一般強制民衆保険を要求する。キリスト教社会主義者は中間層を対象とする経済的防衛の必要性を主張する。職業は、ユダヤ系・リベラルのマンチェスター党派によって導入された無制限の自由により、荒廃させられてしまった。それに対処するため、キリスト教社会主義者は、職業改革への糸口を構築した。キリスト教社会主義者は現在、不正競争から民衆を守護すること、協同組合による救済機関の拡充、国による援助を通じての、零細業者を対象とする貸付・販売促進機関、百貨店と消費販売機関に対する規制、生業令の再度の厳格化を目指している。農業経営の分野において、キリスト教社会主義者は、抵当権からの土地の解放、利用のしやすい貸付機関、健康で、株式市場からの影響をうけない価格設定、搾取的な取次業の廃絶、アルプス牧草地の保護、家畜肥育の普及、協同組合を通じた農民の連合、農業保険の拡充、農村離脱への対策、狩猟区の設定過剰への対策、植林を通じた農業環境の改善、実践需要に対応できるような学校制度の改善を要求する。キリスト教社会主義者は、労働者階級を対象として人間の尊厳を防御すること、女性および若年労働者を対象とする守護法の厳格化、工場における労働時間の短縮、失業者保険の確立を労働調停局に求める。キリスト教社会主義党は、この綱領を、ユダヤ主義とユダヤ系新聞によるえこひいきのもと同盟している諸党派に対し、敵としての非妥協的な耐久力をもって、擁護する⁴¹。

³⁹ Charmatz: DöP., S. 183. カール・ルエーガー (Karl Lueger) およびローベルト・フォン・パッタイ (Robert von Pattai)。

⁴⁰ Charmatz: DöP., S. 183.

⁴¹ Charmatz: DöP., S. 184f.

キリスト教社会主義による現実認識としてやはり特筆すべきは、リベラリズム・ブルジョワの源泉を、「ユダヤ・フリーメーソンの精神 (judisch-freimaurerischer Geist)」に見出している点にある⁴²。ユダヤの精神から派生した自由競争は、中間層・民衆を零落させた。キリスト教社会主義にとって、自由競争は「不当な (unlauter)」それである。職業同業組合の廃止が手工業者にユダヤ人との競争を強い、零細業者の没落を招いたのであるならば、再度それを結成して、ユダヤ人を手工業から排除する必要がある。キリスト教社会主義はユダヤ人を、民衆にとっての競合他者に位置づけた。同業組合制度の復活という試みの背後には、ユダヤ人を経済活動から排除しようという企図があった。ルエーガーは自身の詭弁を通じて、中産階級の没落の原因をユダヤ人に帰着させた。最終的に、キリスト教社会主義は、社会民主主義を「ユダヤ主義とユダヤ系新聞による、えこひいきのもと同盟している諸党派 (die unter der Petronanz des Judentums und der jüdischen Presse verbündeten Parteien)」と呼んでいる。

ヒトラーもまた『わが闘争』の序文において、彼自身についての不当な伝統をでっちあげた張本人としてユダヤ系新聞を挙げた。ドイツ系オーストリア人の不幸はハプスブルク大公のスラヴ人最層に由来する。大公家の背後にはユダヤ人がいる。彼はドイツ人が生存するためには、オーストリアの滅亡が不可欠であると述べた。キリスト教社会主義では、『わが闘争』におけるほど、反君主制の姿勢は声高に叫ばれてはいない。しかし、民族間競争とブルジョワ・大公家の黒幕としてユダヤ人を引き合いに出そうとする点において、キリスト教社会主義の反ユダヤ主義は『わが闘争』へと継承されている。

20 世紀初頭の帝国国会では、民族主義政党が「国家語」としてのドイツ語の採用、スラヴ人に対するドイツ人の優位を主張していた。リベラルの「進歩党」もまた、ドイツ文化の歴史的意義を強調することを通じて、実質的には、文化的ナショナリズム政党となっていた。キリスト教社会主義はドイツ語・文化の優位性

⁴² Charmatz: DöP., S. 94. 職業能力証明書・協同組合への強制加入制度の撤廃により、労働市場に競争原理がもちこまれる。その結果、労働条件は悪化した。零細業者がその背後にユダヤ人の影響を想像していたことは、ハルマツが下に引用した 1878 年の帝国国会下院議事録から指摘できる。「経済問題に対する零細商人の無理解はユダヤ人についての心象の刷り込みを可能にした。この刷り込みとは、中流階級の破滅の責任をユダヤ人になすりつけるための印象操作のことである。イスラエル人がいくつかの生産部門において成功したことは、確かである。彼らのうちの幾人かは莫大な富と名声を獲得することに成功した。これら少数の人々が不安に憑かれた零細商人の癪に障った。彼らの眼には、ユダヤ人の富豪が手工業者の死に装束を織っているかのように映った。ユダヤ人と職業選択の自由はわれわれの幸福にとっての敵である！こんな言葉がたちまちに国じゅうに響き渡った」。

を主張してはいないものの、大衆を対象に、公然と反ユダヤ主義を標榜している。民族主義・反ユダヤ主義を一つの極とするならば、社会民主主義はもう一つの極に位置づけられる。

社会民主主義は 1888 年 12 月 30 日、ハインフェルトで最初のオーストリア党大会を開催した。その特徴として挙げておかなければならないのは、一貫して労働者にとっての利益を主張する階級政党であったことである。階級は民族の差異を問うことのない、普遍的な存在であると考えられていたため、当初の社会民主主義は民族横断型の国際組織だった。

ハインフェルトでの綱領をもとに、1901 年 11 月のウィーンでの全体党大会を踏まえて起草された新綱領を以下、引用する。

綱領は、1. 性差による区別のない、国家・領邦・地方自治体のための普通・平等選挙権、比例代表選挙のシステム、三年の議会任期、代議士の日当手当、2. 民衆による発案権・拒否権を通じた直接立法、3. 完全なる出版・結社・集会の自由、4. 居住移転の完全な自由、5. 官吏の党派的中立性、6. 司法の独立（冤罪による拘禁者・有罪の判決を受けた者に対する損害賠償）、普通・平等選挙権にもとづく陪審員の選挙、死刑廃止、7. 医療業務の国家・地方自治体運営、医療・薬品の無償化、8. 宗教の私事宣言、国家と教会の分離、9. 義務教育の非教会運営・無償化、教材の無償化、国民学校における児童給食、10. あらゆる間接税を累進的直接税へと置換すること、11. 常備軍から自警団への転換、12. 男女平等、を推進する。加えて、包括的な労働者保護が要求される。1899 年のブリュン党大会では、現在においても存続中の民族綱領が採択された。民族綱領では、以下のことが謳われている。権利の平等・同権・理性の意味におけるオーストリアの民族・言語問題の最終的な制御は、とりわけ文化的な要請であり、それゆえに、プロレタリアートの生の利益に含まれる。オーストリアは、民主主義の多民族連合国 (Nationalitätenbundesstaat) へと変更されなければならない。歴史的な王室領地 (Kronländer) に代わって、民族別に境界づけられた自己管理団体 (national abgegrenzte Selbstverwaltungskörper) が形成される。民族的少数派の権利は、帝国民族法 (Reichsnationalitätengesetz) を通じて、保護される。民族綱領第 5 項では、以下のことが述べられている。われわれはいかなる民族の特権 (nationales Vorrecht) も認めない。それゆえに、一つの国家語 (eine Staatssprache) を求める要求も拒否する。仲介語 (Vermittlungssprache) がどれだけ必要かという判断については、帝国国会の決定が待たれる。ブリュンの党大会は、肅々と、以下のように宣言した。党大会は、ありとあらゆる民族による民族的生存・展開の権利を承認する⁴³。

⁴³ Charmatz: DöP., S. 186f.

社会民主主義綱領には、普通選挙、とりわけ女性参政権、言論の自由、無償医療、政教分離ほか、近代につながる理念が提示されている。なかでも「旧オーストリア」から「新オーストリア」への移行にとって重要な意味をもつ「民族綱領 (Nationalitätenprogramm)」に注目しよう。

民族綱領の採択は「文化的要請 (kulturelle Forderung)」を受けてのできごとであった。多民族国家の存在意義は複数の文化の共存にあった。複数の民族文化を維持するには、民族間の対等な関係の構築が求められている。「ライタ川以西」におけるドイツ人と、とりわけチェコ人のあいだの不平等の原因は、オーストリア＝ハンガリー間の「二重制」・「中央集権主義」にあった。民族間の対等にいたるための契機は、「二重制」から連邦制への移行に求められていた。連邦制導入後、諸民族は「自己管理団体」を通じて組織されることになる。これは、レンナーが構想した「民族同胞団」と同義に解される。

第一次世界大戦での敗戦により、「二重制」から連邦制への移行が実現することはなかった。しかし、「民族的に境界づけられた自己管理団体」・「民族同胞団」による代表制は、1907年5月14日の「普通・平等選挙法」にもとづく帝国国会選挙を通じて、導入されたことになる。普通選挙法により、複数言語地域では、選挙区が言語ごとに分割された。チェコ地域では、ドイツ人、チェコ人がそれぞれ民族代表に投票することができた。

連邦制を導入するにあたり、「ライタ川以西」を歴史的州境線に沿って分割するという「領土原則」は、1848年の革命直後から提起されていた。しかし、領土と民族分布は必ずしも一致していたわけではない。そのため、1907年の普通選挙の際には、日常言語にもとづいて住民を分類し、住民が民族別に代表者を選出するという「属人規則」の採用が目指された。ボヘミア王国領において「属人規則」が検討されるにいたる経緯については、2節において確認した通りである。

最後に注目しておきたいのは、「国家語」に関する議論である。民族主義の「人民党」はドイツ語の国語化を主張していた。リベラルの「進歩党」はドイツ語の文化・歴史的意義を強調した。社会民主主義は「国家語」の制定に反対し、「仲介語」の必要性に言及している。

ドイツ語を「国家語」に採用することは、ドイツ人に「民族的特権」を与えることである。ある一つの言語を「国家語」として法制化することは、少数派に対して、多数派言語の習得をせまることである。少数派に多数派言語の習得を義務づけることは、多数派への文化的同化の強制と言い換えることができる。少数派に対して支配的文化への同化をせまることは、複数の文化を多数派による単一の文化へと収斂することである。国民国家の利点が一元的な文化にあるなら、オーストリアの利点は、相互に異なる複数の文化にあった。「国家語」をあえて採用しないという社会民主主義の背後には、諸言語は話者数の多寡にかかわらず、対等

な関係にあるという現代に通じる視座があった。

社会民主主義はドイツ人の存在意義を以下のように認識している。

社会改革はドイツ系の民族的立場からも推進される必要がある。というのも、ドイツ系には、精神・政治的な観点において諸民族の最先端に君臨していなければ、その地位を主張することは許されないからである。社会政策者は諸民族による諒解のために加勢をするが、ドイツ系少数派に対して抵抗を続ける非ドイツ系諸民族の努力に際して、力のかぎりそれに反対する。ドイツ語は、社会政策者にとって、諒解のための中心手段である。社会政策者は、普通・平等・直接選挙権に加えて、民族代表制と民族間仲裁裁判所の設置のために、ハンガリーとの外交政策への、より強度な影響を求めていく⁴⁴。

社会民主主義は「国家語」としてのドイツ語の地位を否定したものの、ドイツ語に「諒解のための中心手段 (zentrales Verständigungsmittel)」としての意義を認めている。ドイツ人はオーストリア＝ハンガリー帝国において最初にナショナリズムの覚醒を経験した民族である。その覚醒があらゆる民族にとって不可避であるならば、ドイツ人は、諸民族にとっての模範として、諸民族の覚醒を支援する義務を負っている。それゆえに、ドイツ人がチェコ人に同化を強制することは、誤りである。一方で、チェコ人が少数派のズデーテン・ドイツ人に同化を強制することもまた、誤りである。社会民主主義はドイツ人と諸民族の平等を主張したが、ドイツ語の存在意義を否定していたわけではない。普通選挙後の「新オーストリア」における「仲介語」の意義をめぐる議論については、稿を改めて考察することにした。

1867年におけるハンガリーとの「妥協」後、リベラルは「二重制」を通じて「ライタ川以东」を含めた大オーストリアを維持しようとした。民族的ドイツ主義者は「妥協」を批判し、「国家語」としてのドイツ語の採用とスラヴ人の優位の撲滅を主張した。リベラリズム、社会民主主義に対して、キリスト教社会主義は、職業協同組合の設置を通じて、ユダヤ人の排除を試みた。1907年の普通選挙に際して、社会民主主義の貢献に疑いをさしはさむ余地はない。「旧オーストリア」におけるドイツ系政党の展開として、リベラリズム、民族主義・反ユダヤ主義を経て、社会民主主義にいたるまでの潮流が確認された。

5. おわりに

ハルマツは「旧オーストリア」の諸問題の根拠として、「二重制」を挙げている。ハンガリーとの「妥協」に応じたのは、ドイツ系のリベラル主義者であった。

⁴⁴ Charmatz: DöP., S. 187.

彼らは「ライタ川以東」の分離を通じて、「ライタ川以西」におけるドイツ人の比率を高めようとした。彼らは「共通業務」に関する過剰な財務負担を引き受けた。その背後には、ハンガリーとの関税同盟の締結を通じて、王国をオーストリア製品の市場にする計画があった。ドイツ語への挺入れは諸民族による覚醒を通じて頓挫する。ハンガリーは産業保護政策を通じて、自国製品の供給に成功した。その結果、ハンガリーはもはやオーストリア製品の消費地ではなくなった。前世紀転換期になると、ドイツ系リベラル主義者は「妥協」から、民族・経済政策上の利益を見出すことができなくなっていた。

社会民主主義の提起する民族政策には注目すべき価値がある。その民族政策は現実的である。多民族が同一の国家のもとに集うためには、それらの利害関係の調整が不可欠である。具体的には、調整は諸言語間における対等の関係の構築を通じてなされた。ドイツ語、チェコ語をはじめとする各民族語には領邦域内における公用語の地位が与えられた。社会民主主義は諸言語間の対等の原則に矛盾する「国家語」の存在を否定した。その代わりとして、諸言語間を仲介・翻訳する「仲介語」の可能性が試された。「仲介語」をめぐる議論は、＜プラハのドイツ語文学＞作家にも到達し、ドイツ語、チェコ語間の仲介・翻訳者としての彼らの使命認識に引き継がれている可能性もある。一方で、社会民主主義に対する批判としてヒトラーの国家社会主義があった。彼は諸言語間の対等の関係を明確に否定した。ドイツ系オーストリア人がドイツ人に含まれるのなら、オーストリア人の言語はドイツ語しかない。彼は多民族国家を否定した。オーストリア人である彼は、1938年のオーストリア併合を通じて、自らの祖国を世界から葬り去った。

ユダヤ民族の動向について、本稿では、キリスト教社会主義に言及する際、その反ユダヤ主義的傾向について指摘したにすぎない。オーストリアの民族的ユダヤ主義者は多民族連邦の枠内でのユダヤ人自治を検討していた。本稿の意義は、民族的ユダヤ主義者が依拠した多民族連邦構想にいたる背景として、「二重制」に対する批判があったことを指摘できた点にある。

(北海道大学文学研究科・専門研究員)